

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 地区計画の区域内における公益上必要な建築物の特例許可（中之島5丁目地区） |
| 概要 | 中之島5丁目地区地区計画の区域内において、地区計画の内容に基づいて条例で制限を定めていますが、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した場合は、その許可の範囲内においてこれらの制限を適用しないと規定されています。 |
| 根拠法令等 及び条項 | ・大阪市中之島5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条 (R6年5月30日条例第76号) |
| 審査基準 | 公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められる場合には、条例の制限の特例許可を行うことがあります。許可を行う際には、例えば、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかなどを確認し、総合的に判断します。 |
| 標準処理期間 | 30日 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 計画調整局 建築指導部 建築企画課 |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。また、電子申請システムによる手数料の電子決済も可能です。詳しくは下記のホームページをご覧ください。 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000349/349223/R7_4tesuuryou.pdf) |
| 手数料 | ¥33,000 |
| 相談窓口 | 計画調整局 建築指導部 建築企画課 |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000105184.html |
| 備考 | ・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。 |